

## 宗教法人の法制度と登記手続

川越 とし子  
(司法書士)

配布資料の宗教団税法、宗教法人令および現行の宗教法人法に基づいて作成されている登記簿謄本、さらに、宗教団税法以前の公簿であった寺院明細帳等を参考にしながら、明治以降、宗教団体の法人格がどのように承継されていったかを、登記手続の面から検討していきたいと思ひます。

### 一 宗教団税法制定前における神社、寺院の法人格

宗教団体に関する法人制度は、昭和一五年四月一日に施行された宗教団税法から始まり、昭和二〇年一二月二八日施行の宗教法人令、そして、昭和二六年四月三日に施行されて今日にいたる宗教法人法へと受け継がれていつておりますが、登記制度の存在しない明治以前は別にして、明治以降、昭和一五年の宗教団税法まで、一体どのような法人制度の下におかれていたのでしょうか。

実は、宗教団税法制定までは(神社については終戦まで)、統一された宗教法というものはありませんでした。しかし、わが国には、古くから神社、寺院、祠宇及び仏堂といった名称で呼ばれていた宗教団体(当時は宗教団体という言葉はなく、宗教団税法第一条で初めて使われています)が存在しました。これらの宗教団体は、判例でも、

独立した法人として、実質的な意味において法人格があると認められていましたが（大審明治三五・一〇・八民録八輯九卷四六頁、大審大正七・一二・二三民録二四輯二四一五頁）、これらの神社や寺院等宗教団体に対する法規制は、必要に応じて、太政官布告、同達、教部省達、内務省令、そして文部省令などによる行政指導として行われていました。

たとえば、明治一年には、内務省より無願で社寺を創立することを禁止等するための手続規程として「社寺取扱概則」が府県あてに出され、その第一条では社寺の創建は允許によると規定し、社寺創建の願出の様式だとか、社寺の移転等の手続きが定められていて、寺院については宗教団体が施行されるまで効力を有していました（明治一一・九・九内務省達乙第五七号）。

明治一二年になりますと、一般の神社、寺院の実態や実数を把握するために、新たに様式を定めて神社明細帳、寺院明細帳等を調製するよう「明細帳製式ノ件」という内務省の達が、道府県に出され（明治一二・六・二八内務省達乙第三一号）、寺院については宗教団体法施行まで、神社については終戦（宗教法人令が適用される）まで、地方長官によって二通調製され、内務省及び道府県庁に保管されてきました。ただし、神宮、靖国神社については明細帳はありません。官国幣社については神社明細帳と同様に別に明細図書・官国幣社明細帳が作成されており、この明細帳というのは、一定の事項を明細帳に登録することによって、寺院、神社の法人性を明治政府が公認するため、地方長官によって調製された国家の公簿でした。そのことは宗教団体法附則第三二条において「現ニ寺院明細帳ニ登録セラルル寺院ハ之ヲ本法ニ依リ設立ヲ認可セラレタル寺院ト看做」したこと、また、「一旦寺院ト為シタル以上廢寺其ノ他ノ理由ニヨリ寺院明細帳ヨリ削除セラルルマテハ尚寺院トシテ法人格ヲ有スルモノト解スヘキモノトス」（大阪地判大正六・一〇・三〇法律新聞一三三二六号二三頁）という判決からも、神社、寺院の実体

上の法人格は、明細帳に登録されることによつて取得し、明細帳から削除されることによつて消滅したということ  
が分かります。いいかえますと、この明細帳が調製された後は、神社、寺院たるには必ずこれに登録しなければな  
らなかつたということになります。明細帳は、神社、寺院明細帳の他に、境外遥拝所、招魂社、祖霊社明細帳の五  
種類があり、明治一二年六月三〇日の現況をもつて取調べ、同年一二月限りで提出することになっておりました。  
明治一二年の寺院明細帳に記載されている内容は、

寺院明細帳書式

何府県管下何国何郡何町何村字何

総本山或いは本寺又は某寺末

何宗何派 某 寺

一 本尊

一 由緒

一 堂宇間数 (例 本堂、講堂、書院、庫裏、鐘楼等の間数)

一 境内坪数併地種 (例 官有地第四種、民有地第一種、名受人何某私有地等)

一 境内仏堂幾宇

某 堂 (例 薬師堂、愛染堂等)

本尊

由緒

建物 (例 仏堂の間数)

一 境内庵室幾宇

某庵

本尊

由緒

建物

一 境外所有地

耕地段別 何町(村) 字何

地価金額

山林段別 何町(村) 字何

地価金額

宅地段別 何町(村) 字何

地価金額

一 壇徒人員

一 管轄庁迄の距離里数

といったことが記されています。しかし、明治一二年の様式には不備な点があり、また各府県においても調製が進まなかったため、明治一五年、内務省は各府県に対して再調製を命じています。これには、住職名、壇信徒総代の連署、さらに地域によっては境内略図の添付されているものもあるようです。その他、明細帳作成後の異動事項を記録したのものとして社寺明細帳附録があり、また、真宗寺院については、これ以外に明治一〇年内務省達乙第六九

号に基づく「真宗本願寺派京都府下寺院明細帳」も調製されました(京都府立総合資料館「文書解題」九四頁)。

仏堂については、寺院に付属し、かつ境内にあるものは寺院明細帳に記載され、境外にあるものについては寺院明細帳に準じて仏堂明細帳が調製されています。この仏堂明細帳には、寺院明細帳の必要項目のほか何寺の境外仏堂であるか、または受持寺院が何寺であるかを明らかにするようになっていきます。

なお、内務省において保管されていた明細帳は、現在、国文学研究資料館・史料館(東京都品川区豊町一―一六一〇)に文部省宗務課引継文書として保管されており、閲覧ができます。

その後、明治三十一年には民法が施行され、法人の設立について次のように規定されています。

### 第三三条(法人設立の準則)

「法人ハ本法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニ非サレハ成立スルコトヲ得ス」

### 第三四条(公益法人の設立)

「祭祀・宗教・慈善・学術・技芸其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」

この宗教というところをもつてすれば、当時存在していた宗教団体も民法上の法人となることができるように考えられるわけです。

ところが同時に、民法施行法第二八条には

「民法中法人ニ関スル規定ハ当分ノ内、神社、寺院、祠宇及ヒ仏堂ニハ之ヲ適用セス」

と定められましたので、この規定を反面解釈すると、「民法ニ於テ寺院ヲ法人ニ非サルモノトスレハ此ノ如キ規定ヲ設クル筈ナキニ此ノ如キ規定ヲ設ケタル所ニ由レハ民法ハ寺院ヲ法人トナシタルモノトス」(大審明治三五・一

○・八民録八輯九卷第四六頁」ということになり、寺院等の法人格を認めながら、しかし、これら寺院等は、財団法人又は社団法人とは性質を異にしているので民法上の法人とすることは適当でなく、宗教団体の実体に沿った「其他ノ法律」を制定するまで、民法を適用しないでおこうという趣旨だと解されています。

これ以降「其他ノ法律」を制定するため、数次にわたって宗教法案が帝国議会に提出されましたが成立せず、結局、宗教団体に対する法制度は、昭和一五年宗教団体が施行されるまで、必要に応じて通達等を出す行政指導にとどまることになりました。したがって法人登記についても、財団法人等の民法法人については、「非訟事件手続法」(明治三二年六月二二日法律第一四号)に基づいて設立登記をすることができたのですが、寺院等については、民法の規定が適用されなかった結果、判例上、法人格を公認されているのに登記の手続がないということでした。

## 二 宗教団体の法と登記手続

宗教団体の法は、昭和一四年四月八日に公布され、翌昭和一五年四月一日に施行されました。ついで、宗教団体施行令、宗教団体施行規則等が公布され、ここに初めて宗教団体に関する統一的な法律が制定されたわけです。登記手続についても宗教団体登記令が同じく四月一日から施行され、その法人格を初めて登記することができるようになりました(同法一三条)。

この宗教団体の法(以下、「団体法」という)の特徴は、宗教法人たる宗教団体と、法人格を有しない宗教団体の両方に適用されたことです(同法三条、六条)。これに対して、宗教法人令(以下、「法人令」という)及び現行の宗教法人法(以下、「法人法」という)は、法人令及び法人法によって設立された法人だけに適用される法

律であるという相違があります(法人令一条二項、法人法四条二項)。

団体法第一条には宗教団体の定義があり、宗教団体を包括的な教派、宗派、教団と、単位団体の寺院、教会とし、第二条で、教派、宗派及び教団並びに教会については、「之ヲ法人ト為スコトヲ得」るものと規定されているのに対して、寺院については、その第二項で「寺院ハ之ヲ法人トス」として、当然に法人であると規定されています。

第三条は、教派、宗派又は教団を設立する場合には、教規、宗制又は教団規則を作成して主務大臣の認可を受けることを要し、認可申請にあたって「法人タラントスルモノ」は、その旨を明らかにして認可を受けることによつて、宗教法人となると規定していますから、法人格に関係なく宗教団体を設立する場合には認可が必要とされたということとす。その後、法人でない教派、宗派もしくは教団が宗教法人となるには、「法人タラントスル」旨の認可を受けることによつて法人となることができません。いいかえますと、宗教法人となるには、宗教団体の設立認可申請にあたって「法人タラントスル」旨を明らかにして認可を受けるか、法人格のない宗教団体として設立した後、宗教法人となる認可を受けるという二つの方法があつたということになります。

寺院又は教会については第六条で、規則を作成し、管長等の承認を経、地方長官の認可を受けるとなっておりますが、前述のとおり寺院については、当然に法人となりますので、「法人タラントスル教会」にあつては、その旨を明らかにして認可を受けると規定されています。

そして、「法人タル宗教団体」は「登記ヲ為スコトヲ要」しますが、団体法では、所轄庁(地方長官又は主務大臣)から「法人タラントスル」旨の認可を受けなければ法人格を取得できないという「認可主義」で、所轄庁が認可したときは「名称、事務所ノ所在地、及認可ノ年月日ヲ告示」することとされてきました(団体法施行規則四条、一六条)。したがって、この場合の設立登記については、法人として成立の認可を受けたことを根拠に登記をしな

ければならないということになりますから、設立登記そのものは法人格取得の成立要件ではなく「對抗要件」にすぎないということになります(同法一三条)。法人令や現行の法人法のように、宗教法人は設立登記をすることによって成立するという「成立要件」ではないということであり、(法人令四条、法人法一五条)。

このことを登記手続から見ると、宗教法人は、規則の認可によって成立しますので、法人成立の年月日、つまり「設立認可ノ年月日」が登記事項となっております(団体登記令一条一項四号・七条一項五号)。なぜなら、認可の後に登記をすることになりますので、認可の年月日と登記申請の年月日が異なります。そのために法人成立年月日を明らかにするために、設立認可の年月日を登記する必要があったということです。これに対して、法人令や法人法の場合には、設立登記が宗教法人の成立要件ですから、法人の成立年月日は設立登記申請の日となりますから、成立年月日は設立登記の登記事項ではありません。

神社については、明治四年の太政官布告以降、国家の祭祀機関として法制上独立した公的存在として扱われていましたので、宗教団体法に規定されていません。したがって、神社の法人格の公証制度は、従前どおり神社明細帳への登録によることとなります。なお、天理教、金光教、黒住教などの教派神道は一般の宗教団体として取扱われていました。

### 三 宗教団体法施行時の登記手続

団体法が施行されたときに現に存在した宗教団体については、附則に経過措置が規定されています。

1 教派又は宗派の場合は、設立を認可された法人でない教派又は宗派とみなされました(同法附則三一条)。し



たがって法人となるためには、「法人タラントスル」旨の認可を受けて設立登記をしなければならぬことになります(同法三条三項、登記令二条)。

教団については規定がありませんので、教団設立の主務大臣の認可を受けなければなりません(同法三条)。

なお、団体法は、当時の国家主義的な統制や指導監督の強い面があったため、法人となったものは、仏教宗派では日蓮宗、融通念仏宗、華嚴宗、神道教派では天理教、基督教団では日本天主教、日本基督教団の六つだけであったようです(梅田義彦「日本宗教法制史一八二頁」)。

2 寺院については、現に寺院明細帳に登録されている寺院は、設立を認可された寺院とみなされました(同法附則三二条)。したがって、同法第二一条二項によって当然に法人格を取得することになります。

登記手続きとしては、団体法施行のときに、現に寺院明細帳に登録されている寺院は、団体法で設立を認可された法人たる寺院とみなされ、団体法施行後二年以内(昭和一七年三月三十一日まで)に寺院規則を定め総代の同意及び管長の承認を経て、地方長官の認可を受けることを要し、地方長官は認可を(京都府等)公報に告示する(団体法施行規則六八条)とともに、登記所に登記の囑託をすべきものとされました。ですから、寺院の方からは設立登記の申請をしなくてもよかつたということです(同法附則三二条二項、三項)。設立認可の年月日は寺院規則の認可の年月日とすると規定されています(登記令附則二二条三項)ので、資料の団体法による法人登記簿謄本に記載のとおり、多くは「設立認可ノ年月日」として「昭和一七年三月三十一日」となっていると思われる。

注意して頂きたいことは、前述のとおり団体法施行時に、現に寺院明細帳に登録されている寺院は、設立を認可された寺院とみなされたということ、そして、寺院は当然法人となったということです。寺院が二年以内に規則を定め認可を受けたときには法人設立登記が囑託でなされますが、規則の認可を受けない寺院については設立

登記がなされることはありませんが、解散したものとみなすという規定はありません。したがって、規則を有しない（登記もない）寺院も実体上は法人であったということです。このような寺院についても、後述する法人令が、法人令施行時において現存していた法人をそのまま法人令による宗教法人とみなしましたので、その場合には、規則を有しないまま（登記もないまま）法人令による宗教法人たる寺院とみなされたということになります（昭和三二・七・一〇、地調五〇、名古屋高裁昭和三六・一二・一五判決・時報二九二号一九頁）。

3 祠宇（教派神道に属する宗教団体で、教徒の葬儀を執行するために主神を祭り創建を許可されていたが、明治一七年墓地及埋葬取締規則が公布された後は新設が認められなくなった）も、設立を認可された法人たる教会とみなされ、寺院と同様に教会規則の認可をうけると設立登記は嘱託でなされました（同法附則三二条二項三項）。

4 教会所（寺院、祠宇、仏堂に該当しない施設）、堂宇、会堂、説教所又は講義所については、設立を認可された法人でない教会とみなされました（同法附則三三条）。したがって、法人でない教会が法人となるためには、その旨の認可を受けて設立登記をしなければなりません（同法六条三項、登記令七条四項）。

5 仏堂については、前述のとおり寺院に属する宗教団体で、境外にあつたものは仏堂明細帳に登録されていますので、現に登録されているものについては、二年内に寺院に併合するか又は寺院もしくは教会として独立した法人となることができました（同法附則三五条）。寺院規則又は教会規則を作成し、教会にあつては「法人タラントスル」旨を明らかにして地方長官の認可を得て法人となります（団体法施行令三八条）。しかし、法人に非ざる教会となった場合には、従前の仏堂は解散したものとみなされ（同施行令三九条）、また、二年内に寺院に併合されず又は寺院もしくは教会とならなかった仏堂については、その期間満了の時に解散したものとみなされました（同施行令四一条）。この場合の清算手続については、団体法施行令第三九条以下に規定されています。

以上のように、団体法施行時に存在していた宗教団体のうち、寺院、祠宇については、当然に法人たる寺院、教会とみなされ、規則を作成して、地方長官の認可を受ければ、地方長官が設立登記を嘱託したということですから、多くの寺院が嘱託登記を受けたようです。

#### 四 宗教法人令と登記手続

昭和二〇年二月二十八日連合国最高司令部より「政治的、社会的及ヒ宗教的自由ニ対スル制限除去ノ件」という覚書が出され、団体法は団体法施行令、団体登記令とともに廃止されました。同時に勅令により宗教法人令が公布され、同日施行されています。実は、法人令で初めて宗教法人という言葉が使われました。団体法では、「寺院ハ之ヲ法人トスル」というように、「法人」と表現されていましたが(同法二条)、法人令ではその第一条二項で、「本令ニ於テ宗教法人トハ」という言葉が使われております。

前述のとおり団体法は、同法に基づいて設立された法人たる宗教団体と法人格のない宗教団体の両方に適用されましたが、法人令は、法人令に基づいて設立された宗教法人だけに適用されます(同令一条二項)。これは現行法人法も同様です。

法人令における特徴は、宗教団体が、法人令に従って規則を作成し、設立登記さえすれば、当然に法人となるという「準則主義」をとったことです(同令二、三、四条)。株式会社や有限会社等が定款を作成し、設立登記をすることによって株式会社や有限会社になることができるのと同じです。ですからこの場合の設立登記は法人の「成立要件」ということになりました(同令四条)、その登記手続法として、法人令施行規則及び宗教法人登記及寺院

教会財産登記取扱手続が同じ日に施行されています。

所轄庁に対しては、法人設立登記後、つまり宗教法人成立後二週間内に規則並びに主管者（代表者）の氏名及び住所を、教派、宗派及び教団にあつては文部大臣に、神社、寺院及び教会にあつては地方長官に届出ればよいということとした（同令七条）。このように法人令には、所轄庁の監督規定がほとんど設けられていません。たとえば、規則の変更についても、変更後二週間以内に届出ることになっているだけです（同令七条三項）。ですから、法人令の時代は雨後の筍のように宗教法人が設立されました。

神社については、法人令が施行された当初は適用外でしたが、連合国最高司令部のいわゆる「神道指令」により神社の国家による管理が廃止され、翌年の昭和二十二年二月二日勅令第七〇号で神社にも法人令以下関係法が適用されるよう改正されました。これによって神社の法人格は、神社明細帳による公証制度から、法人令に規定される手続により法人格を取得することになって、神社明細帳が廃止されました。これで法人令は、全ての宗教団体に関する統一的な法令となったわけです。なお、神社に関して、同年二月三日には包括宗教団体として「神社本庁」が設立されましたので、神社明細帳に登録され、法人令附則によって宗教法人とみなされた約八万の神社がこれに所属したということです（梅田義彦掲書二〇九頁）。

## 五 宗教法人令施行時の登記手続

1 法人令施行時に現存している法人たる教派、宗派及び教団並びに寺院及び教会は、そのまま法人令による宗教法人とみなされましたので、したがって、これらの法人については、登記は法人の成立要件とはなりません。そ

の規則についても本令による規則とみなされ(附則二項)、また、登記についても「宗教団体法ニ依り登記ヲ為シタル事項」は、「本令施行ノ日ニ於テ本令ニ依ル登記ヲ為シタルモノ」とみなされています(附則三項)。そこで、登記手続はどのようなようになったかといいますと、「本令ニ依り登記スベキ事項ニ関シ本令施行後最初ニ登記ヲ為シタルトキハ登記官吏ハ職權ヲ以テソノ登記簿ノ登記ヲ教派宗派教団登記簿又ハ寺院教会登記簿ニ移スベシ」、つまり同令施行後、寺院から主管者の変更登記などの登記申請があつたときには、登記官は、団体法に基づいて設立登記された登記簿の登記事項を、法人令に基づく新登記簿に職權で移ししなければならないということです(法人令施行規則附則二項)。

資料の団体法に基づく登記簿謄本の予備欄を見ますと、「宗教法人令施行規則附則第二項ノ規定ニ因り新登記簿ニ移シ抹消シ本号用紙ヲ閉鎖ス 昭和二四年八月三日登記(ニ変更登記申請があつた日)㊦」、または「昭和二〇年司法省令第七六号附則二因り改正登記簿第三二号第八三〇号へ移ス 右昭和二五年三月九日登記㊦」という記載をなして登記簿を閉鎖しています。これを受けて法人令の新登記簿謄本の予備欄には、「寺院規則認可年月日(ニ成立年月日) 昭和一七年三月三一日宗教法人令施行規則附則第二項ノ規定ニ因り本登記ヲナス㊦」、または「昭和二〇年司法省令第七六号附則二因り旧登記簿第八二号第一二一五号ヨリ移ス㊦ 設立認可年月日昭和一七年三月三一日」という記載をした上で、登記用紙を起した年月日として昭和二四年八月三日(または昭和二五年三月九日)登記と移記登記をした日が記載されています。

これは、「法人令施行規則附則第二項ノ規定ニ依り本令ニ依ル登記簿ニ登記ヲ移ス場合ニ於テハ」「従来ノ登記簿ノ登記事項中抹消ニ係ラザルモノヲ移」し(つまり現に効力を有する登記事項だけを移記し)、移記登記をした後「本令ニ依ル登記簿及従来ノ登記簿ノ登記用紙中予備欄ニ其ノ事由ヲ記載シ且従来ノ登記簿ノ登記用紙ヲ閉

鎖」するとともに、新登記簿の「予備欄ニ其ノ事由及宗教法人成立年月日ヲ記載」するものと規定されていることによる手続です（宗教法人登記及神社寺院教会財産登記取扱手続附則七、八項、六条）。随分面倒なことのように思われるかもしれませんが、この記載によつて団体法による法人が法人令による法人へと継続していったことが分かるのです。

このように、すべての宗教法人について一斉に移記登記をしたのではなく、代表者の変更登記等当該宗教法人から登記申請があったときに、そのつど職権で移記して整理するということですから、法人令が施行された昭和二〇年二月二十八日から法人法が施行されるまでの間に、変更登記の申請が一度もなかった宗教法人の登記簿は、法人令に基づく新登記簿に移記されることもなく、団体法の登記簿から、直接、法人法に基づいて設立登記をした新登記簿へと変つたことはいふまでもありません（昭和二七年七月二十八日民事甲第一〇九八号民事局長回答）。

## 2

神宮（伊勢神宮）及び、法人令が適用された時点で神社明細帳に登録されている神社（官国幣社以下神社・護国神社）及び別格官幣社靖国神社については、法人令による宗教法人とみなされました（法人令附則二項。したがつてこれらの神社の設立登記は法人の成立要件ではありません。また、宗教法人の成立年月日は法人令が適用された昭和二年二月二日となります。昭和二三年一〇月四日民事甲三一六号民事局長回答）。そして六カ月以内に規則を定め、地方長官に届出て受理されると、地方長官が登記所に設立登記を嘱託します（同令附則五項）。この嘱託登記をしたとき、予備欄に「〇県知事の嘱託により昭和二二年司法、文部省令第一号附則第五項の登記をなした旨を記載すると規定されています（右取扱手続六条）。一方、六カ月以内に規則を定め、地方長官に届出ないときは、期間満了の時（同年八月一日）の経過をもつて解散したものとみなされました（同令附則四項）。前述したとおり、団体法施行のときの寺院には、このような解散規定はありませんので、規則を定めず、登記

のない宗教法人たる寺院が存在することになります。神社については、神社明細帳に登録されている神社で解散とならなかった神社は、必ず設立登記が嘱託されていることとなります。

規則を定めず附則四項により法定解散した神社の清算手続については、附則二項により法人令による宗教法人とみなされた神社ですから、清算法人として法人令第一四条の手続になります。ただし、宗教法人とみなされましたが、設立登記はなされていませんので、解散登記や清算人就任等の登記は不可能ですから、解散事項については所轄庁に届出ることになるといふ先例があります(昭和三六年二月五日民事甲第三〇〇〇号民事局長回答)。

## 六 宗教法人法と登記手続

法人令による宗教法人の成立は、規則を作成して設立登記さえすれば法人になれるという準則主義でしたから、終戦の混乱期に多くの宗教法人が設立され、中には実体のないものが制度を濫用したりする事例が見られました。そこで昭和二六年四月三日、成立手続に認証制度を取り入れた現行の宗教法人法が制定され、同日公布・施行されました。

宗教法人の成立の手続を比較してみますと、団体法では、寺院は当然に法人とされ、宗派等は法人たらしめる旨の認可を受けることを要する「認可主義」であり、したがって規則の認可が法人の成立要件ということになり、設立登記は対抗要件でした(団体法一三条)。法人令においては、所定の規則を作成し、設立登記をすることによって法人になるという「準則主義」であり、したがって設立登記は法人の成立要件であるということです(法人令四

条)。これに対して、法人法は「認証主義」、つまり、所轄庁より規則が宗教法人の規則として適法かどうか、認証申請する団体が法人法第二条の宗教団体の定義にかなった団体であるかどうかの確認（認証）を受けた後でなければ設立登記ができません（同法一四条）。しかし、この規則の認証は、宗教法人成立のための要件ではありませんが、宗教法人としては、設立登記をすることによって成立しますので、設立登記は法人の成立要件です（同法一五条）。したがって、宗教法人の成立年月日は、認証を受けた日でなく設立登記を申請した日ということになることは当然です。

#### 七 宗教法人法施行時の登記手続

現に存する法人令の規定による宗教法人（以下「旧宗教法人」という）が、法人法の規定に基づく宗教法人（以下「新宗教法人」という）となるためには、法人法施行後一年六カ月以内に規則を作成し、その規則の認証申請をしなければなりません（法人法附則一五項）。もし、旧宗教法人がこの期間内に規則の認証申請をしなかった場合又は認証を受けることができなかつた場合には、期間満了日（昭和二十七年一〇月三日）又は認証を受けることができないことが確定した日において解散するものとされました（同附則一七項）。

つまり、旧宗教法人は、法人令の規則変更の手続に従って規則を作成し、その規則について所轄庁の認証をうけて、設立登記をしなければ新宗教法人になることができないということです（同附則五、六、一一項）。

これに対して、団体法や法人令が施行されたときは、現に存する法人はその法律によって成立したものとみなされ、設立登記も地方長官からの嘱託登記、あるいは登記官の職権による新登記簿への移記登記でなされました。し



かし、法人法では新たに規則を作成し、認証を受けて、設立登記をしなければ新宗教法人として成立することができないという点が大きく違うところです。

さらに、旧宗教法人が法人法附則五項又は六項の規定により新宗教法人となったときは、その設立登記をした日に旧宗教法人は解散し、その権利義務は新宗教法人が承継することとされました(同附則一八項)。そして、解散した旧宗教法人の登記簿は、新宗教法人の設立登記がなされたときに、登記官が職権で旧宗教法人の登記用紙を閉鎖します(同附則一九項)。

資料の法人令による法人登記簿謄本の予備欄を見ますと、「昭和二十九年二月一〇日枚方市〇〇町〇〇番地甲寺の設立登記をしたので宗教法人法附則第一九項の規定により閉鎖す<sup>①</sup>」(旧法人登記規則附則六項)と職権で閉鎖したこと記載があり、法人法の登記簿謄本には、現行の「登記用紙を起こした事由及び年月日」に相当する欄に、成立年月日として「昭和二十九年二月一〇日」と記載されております。なお、成立年月日が昭和二十九年二月一〇日となっていることについては、さきほど法人法施行後一年六ヵ月以内(最終日は昭和二十七年一〇月二日まで)に規則を作成し、その規則の認証申請をしなければ法定解散になると申しましたが、所轄庁の処理の関係から、規則認証については、さらに一年六ヵ月以内(昭和二十九年四月二日)に決定をすればよいとされていたからです(法人法附則一六項)。

なお、附則一七項の期間の満了により(昭和二十七年一〇月三日)解散するものとされた旧宗教法人は、法人令第一四条により清算手続を行うこととなりますが、この旧宗教法人の中には、前述(三、2)したとおり、団体法施行時に寺院明細帳に登録されていた寺院で、規則の認可を受けなかったため、設立登記のない実体上の法人たる寺院も、附則一七項の期間の満了によって解散することになります(名古屋高裁昭和三六・一二・一五判決、時報二

九二号一九頁)。

## 八 不動産の承継登記

寺院名義の不動産についてその法人格の承継を検討してみますと、前述のとおり寺院明細帳に登録されていた寺院については、団体法に基づいて設立された法人とみなされ、そしてそのまま法人令に基づいて設立されたものとみなされました。この間に解散規定がありませんので、宗教法人の法人格は一貫して継続しているということになりますから、不動産の所有名義についても承継登記の必要はないということになります。これに対して法人法では、旧宗教法人が新宗教法人として設立登記をした日に、当該旧宗教法人は解散し、新宗教法人がその権利義務を承継することとされましたので(同法附則一八項前段)、旧宗教法人が所有する不動産については新宗教法人への承継登記が必要になってきます。ちょうど所有名義が死亡した親の名義(被相続人)のままになっているのと同様に、相続人に移すための承継登記が必要になるのです。ですから、不動産について権利の承継登記をしなければならぬのは、旧宗教法人から、新宗教法人、つまり法人法に基づいて設立登記をした宗教法人へ権利承継をするときで、『宗教法人法附則第一八項の規定による権利承継』という登記原因をもって、新宗教法人名義へ所有権移転登記をすることになっております。この権利の承継登記をする場合に、宗教法人名義に登記された年月日や表示登記だけで所有権の登記がなされていなかったようなときには、宗教法人の同一性を証する書面として寺院明細帳から団体法、法人令による閉鎖登記簿謄本、法人法の登記簿謄本により法人格が継続していることを追っていかなければならぬことがままあります。

また、神社の場合には、神社明細帳に登録されている神社は、法人令が適用された後六ヵ月以内に規則を定め地方庁官に届出た場合には、設立登記は地方庁官による嘱託登記でなされましたが、届出ない場合には解散したものとみなされました(法人令附則二乃至五項)ので、法人令による法人登記簿謄本の予備欄に、「○県知事の嘱託により昭和二一年司法、文部省令第一号附則第五号の規定により登記」した旨の記載がない場合には、当該神社が神社明細帳に登録されている神社と同一であると形式的にはみなされないということになります(昭和三七年一二月三日民事甲第三四四八号民事局長回答)。

以上、明治期以降今日までの宗教法人の法制度について、登記手続という観点から概略を報告させて頂きました。宗教法人の登記そのものが会社等の登記と比べて少ないこと、また、宗教法人に特有な問題や規律する規範がさまざまであることから、登記手続を複雑なものにしています。そのため宗教法人の登記手続に関する文献や解説書、資料等があまりなく、不十分な報告でありましたことをお許し下さい。

なお、次の参考文献を随所に引用させていただきましたことを念のためおこわります。

〔参考文献〕

〔旧宗教法人所有の名義登記手続〕 第五四回(地方) 法務局職員高等科研修課題研究

法務局職員研究論文集 財団法人民法務協会

〔宗教法人と登記(その一)〕 法務省民事局第四課補佐官 武田盛之輔

登記先例解説集三〇巻八号 きんざい

改訂増補「日本宗教制度史」〈近代篇〉 梅田義彦 東宣出版

「逐条解説宗法人法」(新訂) 渡部 蕪 ぎょうせい

「宗法人必携」 文化庁文化部宗務課宗教法人研究会編 第一法規

京都府立総合資料館所蔵改訂増補「文書解題」 京都府立総合資料館